

## 入札説明書

佐賀県が委託する業務にかかる入札公告に基づく条件付一般競争入札(事後審査型)については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、公告3の担当に掲げる者に説明を求めることができる。

したがって、入札後、仕様等についての不知又は不明を理由に疑義を申し立てることはできない。

### 記

#### 1 条件付一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 令和6年度唐津総合庁舎警備業務委託
- (2) 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (3) 履行場所 佐賀県唐津市二タ子3-1-5 唐津総合庁舎

#### 2 委託業務の仕様等

別添「唐津総合庁舎警備業務仕様書」のとおり

#### 3 入札及び開札について

- (1) 入札に参加する者は、別途示す入札書様式を持参し、入札会場において指定する時間に指定する場所へ提出すること。
- (2) 入札書には、入札者の住所等を記入のうえ、氏名は本人が自署すること。
- (3) 都合により代理人に入札を委任する場合は、別途示す委任状に、委任者と受任者の双方が自署すること。
- (4) 入札者又はその代理人が本人であることを確認するための書類(運転免許証など)を提示していく場合があります。
- (5) 入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。

#### 4 入札の心得について

- (1) 入札に参加する者は、実施日時までに必ず到着していること。
- (2) 再度入札を行うこともあるので、入札書の用紙は必ず2枚以上持参すること。
- (3) 代表者が出席できない場合は、委任状を提出し、代理人が出席すること。
- (4) 入札辞退の取扱いは、次のとおりとする。
  - ア 入札参加者は、入札手続きが終了するまでは、いつでも入札を辞退することができる。
  - イ 入札参加者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。
    - (ア) 入札執行前にあっては、入札辞退届を公告3の担当に直接持参し、又は郵送(入札の前までに到着した場合に限る。)して行うものとする。
    - (イ) 入札執行中にあっては、その旨を入札書に記載し入札箱に投入するものとする。
  - ウ 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

- (5) 次に各号の一に該当する者が行った入札は無効となる。
- ア 参加する資格のない者
  - イ 当該一般競争入札に際して不正行為を行った者
  - ウ 入札書の金額、氏名及び印影について、誤脱及び判読不可能なものを提出した者
    - (ア) 入札金額、入札者氏名の記載、押印のないもの(代理人が入札を行う場合は、入札者欄は代理人の氏名を記載し、押印すること)
    - (イ) 入札書の金額の最初に￥の記号を記入していない、又は入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者
    - (ウ) 入札金額に訂正、なぞりがあるもの
    - (エ) 入札金額が明確でないもの
  - エ 一人で二以上の入札をした者
  - オ 代理人でその資格のない者(代理人が入札を行う場合、入札前に委任状を提出すること)
  - カ 前各号に掲げるものの他、競争の条件に違反した者
- (6) 入札書の提出後は、書き換え、引き換え又は撤回することができないため、再度(5)の事項について確認を行うこと。
- (7) 入札者が一人の場合、又は事前に一人になることが確認された場合は、入札を中止する場合がある。
- (8) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (9) 入札参加にあたって知り得た個人情報、事業者情報その他県の情報(公知の事実を除く)を漏らしてはならない。